

北陸地方整備局
記者発表

配布日時	平成31年 3月28日
扱い	本紙の配布を以て解禁

国営越後丘陵公園の運営維持管理業務民間競争入札
実施要項（案）に関するご意見募集結果について

国営越後丘陵公園では、平成32年（2020年）2月から実施する運営維持管理業務について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、民間競争入札による業務委託を実施する予定としております。

このたび、運営維持管理業務民間競争入札実施要項（以下、「実施要項」という。）を定めるにあたり、広く国民の皆様からのご意見を伺うため、平成31年2月8日（金）から2月22日（金）までご意見を募集いたしました。

今回、皆様からお寄せいただいたご意見とこれに対する回答について、別紙のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

ご意見募集にあたり、ご協力いただきました皆様へのお礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

※北陸地方整備局ホームページの以下URLからも確認できます。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/main.html>

<同時発表記者クラブ>

■新潟県政記者クラブ ■新潟政記者クラブ ■その他・専門誌（新潟県内）

<問い合わせ先>

北陸地方整備局 建政部 都市・住宅整備課長 窪田 悦郎

TEL 025-280-8880（代表）

「H31-35国営越後丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見・回答

No.	要項案における該当箇所	頁	ご意見 ご意見	ご意見に対する理由	回答
1	(該当箇所のページ) ①民間競争入札実施要項(案)10、11、12ページ 1.3.サービスの質の設定 ②別添資料122ページ 別添22 行権について	実施要項 (p.10、11、12) 別添22 (p.122)	(意見) サマーナイトプレゼンツ、ウインターイルミネーションが推奨する自主イベントに位置づけられているため、公園利用者数の確保における包括的な質から当該催事分を控除していただきたい。	(意見に対する理由) 自主事業イベントは受託者の裁量で行うものであり、かつ持込イベントと同様に扱われるものとなるため、他の国営公園の大型イベント(野外コンサート等)の入場者数が、包括的な質から控除されているのと同様に取り扱うことが妥当と考えられるため。	自主事業を含めた目標値として います。 持込イベントの大型野外コンサートは、事業者の裁量によらず実施の有無による影響が大きいことから、控除することとします。
2	(該当箇所のページ) 民間競争入札実施要項(案)28、29ページ 3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件 表8 配置予定者の業務実績等に関する要件(実施体制)	実施要項 (p.28、29)	(意見) 「総括責任者は、原則、実施期間中専任とする」、「総括責任者が勤務する体制か、総括責任者を除く業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること」とありますが、数量総括表においては、各業務責任者の勤務日数は週5日分を積算していただきたい。	(意見に対する理由) H30-34号国営公園の入札にあたり、総括責任者を除く業務責任者の専任が解かれ、総括責任者が勤務しない日のみ2名の業務責任者の勤務日が計上(2日/週×2人)され、総括責任者と業務責任者が同一日に勤務しない積算となった公園があり、業務に支障をきたす体制となったため。 また、業務責任者とは、仕様書に記載される個々の業務遂行を監視する者であり、大規模な国営公園においては、原則5日/週の勤務が必要であると考えられるため。	・必要に応じて適切に積算するとともに、公告時には「見積参考資料」として提示する予定です。
3	(該当箇所のページ) 民間競争入札実施要項(案)32ページ 4.1.入札の実施手続及びスケジュール(予定)	実施要項 (p.32)	(意見) 「④申請書類の受付期限」を6月中旬としていただきたい。また、「③入札に関する質疑応答」の内容と時期を明確にさせていただくとともに、提出書類に関する質問は、提出期限の1週間以上前に回答していただきたい。	(意見に対する理由) 「③入札等に関する質疑応答」が4月中旬からとなっており、10日間の大型連休等を踏まえると、回答の時期や内容により、申請書の作成及び必要書類の手配期間が短く、間に合わない可能性があるため。	・現時点では概略の時期を示した ものですが、公告時には、可能な 範囲で余裕をもった提出期限を 設定する予定です。
4	(該当箇所のページ) 民間競争入札実施要項(案)32ページ 4.1.入札の実施手続及びスケジュール(予定)	実施要項 (p.32)	(意見) 「⑫契約締結」の予定を12月上旬としていただきたい。	(意見に対する理由) 業務計画書の提出は契約締結日の14日前までとなっており、⑩落札予定者の決定が10月上旬、⑪契約締結が10月下旬となると、落札予定者の決定から14日間で、必要となる項目を記載した業務計画書の作成、提出、承諾を得るのは現実的ではないため。	・現時点では概略の時期を示した ものですが、公告時には、より実 態に近い時期を示す予定です。
5	(該当箇所のページ) 別紙資料14ページ 別紙4 国営越後丘陵公園運営維持 管理基本方針(案)と関連	別紙4 (p.14)	(意見) 本方針と連動するものとして「国営越後丘陵公園 整備・管理運営プログラム 平成29年3月」があり、このプログラムでは平成32年度までの整備・管理運営の重点事項として、施設リニューアル整備や施設再編が計画されています。本業務期間中のリニューアル整備や施設再編の内容を提示していただきたい。	(意見に対する理由) 公告時には、その時点において 公園施設の前提条件が変化すると、企画提案 の内容も変わってくるため。	公告時には、その時点において 提示可能な情報を提示します。
6	(該当箇所のページ) 別紙資料14ページ 別紙4 国営越後丘陵公園運営維持 管理基本方針(案) 2.2 今後の運営維持管理の基本方針	別紙4 (p.14)	(意見) 基本方針6)に「あそびの里」の方針が示されていますが、公認パークゴルフ場として「あそびの原っぱ」を活用している現状も踏まえた見直しをお願いしたい。	(意見に対する理由) 多様なアウトドア・レクリエーションの拠点としての利活用の方向性は理解できるが、現状、パークゴルフ利用が核となっているため。	基本方針(案)を修正します。
7	(該当箇所のページ) 別紙資料22ページ 別紙5 共通仕様書(案) 第1章 第6条 北陸地方整備局と事業者の責任分担	別紙5 (p.22)	(意見) 施設・物品等の修繕について、年度別に年間修繕費用の上限額が提示されています。これと同様に、年間除雪費用の上限額も提示していただきたい。	(意見に対する理由) 降雪量は年によって大きく変動するものであり、かつ多くの予算執行を済ませている年度末対応となり、やり繰りが難しく、受託者側で予算オーバー分を負担する状況になりかねないため。	除雪は、過去の実績より平均的 な費用を計上しており、委託費の 支払限度額の範囲のなかで対応 することとしています。想定を超え る降雪や、その予想される場合 は、部分開園や休園などの対応 について、適宜調査職員と協議し てください。
8	(該当箇所のページ) 別紙資料53ページ 別紙6 個別仕様書(案)【本業務全体の マネジメント及び企画立案】 第3編 第1章 第21条 行為の許可申請 の調整等 ※別紙資料22ページ 別紙5 共通仕 様書(案)とも関係	別紙6 (p.53) 別紙5 (p.22)	(意見) 都市公園法第12条に基づく行為の許可のうち、結婚式の前撮りのロケーション撮影や、スポーツ・レクリエーション活動等の教室・講習会運営等については、公園の通常運営に支障をきたすものではありません。このような軽微な案件については申請の対象外とし事業者が可否を委ねることとしていただきたい。	(意見に対する理由) 軽微な案件(対象案件について協議して定める)を受託者権限とすることで、市民活動等の場としての利用し易さが増し、多様な公園利用を促すことにつながります。 自治体の指定管理者制度では、都市公園法の占用や行為の申請に対する許可権限を、指定管理者に委ねているケースも多い現状であり、国営公園においてもこれと同様に取り扱うことが可能と思われるため。	都市公園法第12条により、公園 管理者(国)の許可が必要となり ます。
9	(該当箇所のページ) ①別紙資料64ページ 別紙6 個別仕様書(案)【本業務全体の マネジメント及び企画立案】 第4編 第5章 園内交通施設運営 ②別紙資料102ページ 別紙7 個別仕様書(案)【施設・設備 維持管理業務】 第13編 ホワイトシーズン維持作業	別紙6 (p.64) 別紙7 (p.102)	(意見) 上記において園内交通施設運営(貸与2台のマイクロバス)及び圧雪作業が明示されています。このマイクロバス(現在は国から貸与)及び圧雪車について、今後の更新及び更新に伴う経費は国が負担することを明記していただきたい。	(意見に対する理由) 園内バスは、国が貸与する車両 であり更新は国が行います。 圧雪車は、事業者側で調達する (リース)車両です。 貸与する車両と調達する(リース) 車両について明記します。	

「H31-35国営越後丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見・回答

No.	ご意見			ご意見に対する理由	回答
	要項案における該当箇所	頁	ご意見		
10	(該当箇所のページ) ①別紙資料110ページ 別紙8 個別仕様書(案)【植物管理】 第2章 第9条 管理水準 ②別添資料193ページ 別添37 植物管理区分図 芝生管理	別紙8 (p.110) 別添37 (p.193)	(意見) 芝生管理について、前回の入札公告資料では、芝生管理対象地にフォーリーの丘一帯が含まれていますが、今回の業務では、別途業務で対応されるという理解でよろしいでしょうか。	(意見に対する理由) フォーリーの丘は、冬季ゲレンデ利用や毎年開催されている新潟県中学校駅伝競走大会のほか、年によっては大型野外フェスの観覧席としての利用実態があります。また、フォーリーの丘の管理区域にはラベンダー園も含まれていません。 こうした利用特性や花畑の修景性を考慮すると、芝刈等の管理は必要と考えるため。	フォーリーの丘の一部を芝生管理の対象地とします。その範囲(面積など)を提示することとします。
11	(該当箇所のページ) 別紙資料121ページ 別紙8 個別仕様書(案)【植物管理】 第7章 第47条 管理水準	別紙8 (p.121)	(意見) 花見頃期間について、「1年のうち32週以上を確保すること」とありますが、期間短縮の見直しをお願いしたい。	(意見に対する理由) 本公園が立地する新潟県長岡市の気象環境や生育する草花の開花期間から、32週以上の確保は難しく25週が限度と考えます。 具体的には、1年のうち32週以上を確保するためには、グリーンシーズン期間(4月~11月)を通して、ほぼ花見頃期間をキープすることとなり、4月の融雪状況、草花の植替え・生育サイクル、夏場の酷暑や、グレイシーズン(11月)の気象環境を考慮すると、また費用対効果の観点からも現実的ではないと考えるため。	見頃の期間は「25週程度を確保する」とします。
12	(該当箇所ページ) 別紙資料133ページ 別紙9 収益施設等設置管理運営規定書(案) 第1編 第1章 第10条 北陸地方整備局との施設等運営者の責任分担	別紙9 (p.133)	(意見) 「不可抗力」の項目において、施設等運営者の負担に「※2 収益施設に関する備品を対象とする。」が該当しているが、このうち管理備品は対象外としていただきたい。	(意見に対する理由) 用語の定義において、備品には「管理備品」と「特定備品」があり、前者は「本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域内もしくは建築施設内に設置されている」と明記されていることから、施設の一部と捉えられ、施設使用料を納めている施設等運営者が復旧等を担うのは、妥当でないため。	・不可抗力の項目において「備品」としているのは「特定備品」のことであり、記載を「特定備品」と修正します。
13	(該当箇所のページ) 別紙資料134、135ページ 別紙9 収益施設等設置管理運営規定書(案) 第1編 第1章 第12条 運営日時等	別紙9 (p.134、135)	(意見) 「北陸地方整備局が、天変地異、社会状況の著しい変化その他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできないものとする」とあるが、施設等運営者と「協議」することとしていただきたい。	(意見に対する理由) 施設等運営者は施設使用料を収めており、採算性の点においても意向を反映させるべきであるため。	・天変地異などやむを得ない事由の場合で、営業廃止等の指示をする場合は、国が開園することが困難であるとの判断のもと指示することとなります。
14	(該当箇所のページ) 別紙資料145ページ 別紙9 収益施設等設置管理運営規定書(案) 第1編 第2章 第28条 4.広告物の掲出	別紙9 (p.145)	(意見) 運営維持管理業務においても企業協賛を募り、協賛企業名の広告をして良いこととしていただきたい。	(意見に対する理由) 広告物の掲出について、収益施設等設置管理運営業務では企業協賛を募り、協賛企業名の広告をして良いことになっています。都市公園の今後のあり方としても「民間との連携を加速する」という観点から重視されているなか、運営維持管理業務として開催する行催事でも企業協賛を募り、コスト効率とともに行催事の品質向上を図ることが有効と考えるため。	行催事において企業協賛を募る場合、自主事業となり、別紙9の取扱いとなります。
15	(該当箇所のページ) 別紙資料156ページ 別紙9 収益施設等設置管理運営規定書(案) 第2編 第1章 第6条 利用料金	別紙9 (p.156)	(意見) 駐車場の利用料金の「北陸地方整備局長の指定する料金を上限とする」を削除していただきたい。	(意見に対する理由) 駐車場の利用料金は継続的運営が可能な料金設定とし、他の収益施設と同様に「収益施設全体の収支バランスを鑑みながら、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とする」ことが妥当であるため。また、税制改正が見込まれ、定められた上限料金では、収支バランスに大きな影響を及ぼすと考えられるため。	上限ではなく同程度として示すとともに、設定にあたっては調査職員と協議することとします。
16	(該当箇所のページ) 別紙資料176ページ 別紙9 収益施設等設置管理運営規定書(案) 第2編 第7章 第70条 自主事業における行催事等	別紙9 (p.176)	(意見) 自主事業における行催事等(第70条第4項)として「施設等運営者は開園時間外に独立採算にて自主事業を行うことが出来る。ただし、入園料の取り扱いについては事前に調査職員と協議を行うこと」とされていますが、「入園料は参加料という形で自主事業収入とする」ことを明記していただきたい。	(意見に対する理由) 調査職員との協議の結果、自主事業収入とすることが認められないと判断されることも想定され、企画提案の内容に大きな影響を及ぼすため。	行催事の内容により個別に具体的な協議が必要なため、原文どおりとします。
17	(該当箇所のページ) 別紙-32- 共通仕様書 第3章第20条 第7項	別紙32 (p.32)	(意見) 積算体系につきまして、業務価格の構成に間接業務費(共通仮設費及び現場管理費)が記載されておりません。 これは、直接工事費など他の項目に含まれているという考えでよろしいでしょうか。 また、間接業務費を計上する場合、対象となる工種について、お教えいただきたい。	(意見に対する理由) 通常の工事積算体系では、安全確保や材料の運搬などにかかる経費として間接経費が認められています。 植栽維持管理を行う場合、開園区域を対象とする場合が多く、工事の場合と同様に必要な経費であるという認識を持っていることからお伺いしています。	積算体系は記載のとおりです。業務を実施する上で必要な費用は計上しています。